

令和 6 年 6 月 7 日現在

機関番号：15301

研究種目：若手研究

研究期間：2020～2023

課題番号：20K13316

研究課題名（和文）民間スポーツ団体の公的規律のあり方の研究

研究課題名（英文）Research on public discipline of private sports organizations

研究代表者

田代 滉貴（Tashiro, Kouki）

岡山大学・社会文化科学学域・准教授

研究者番号：60825686

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,700,000円

研究成果の概要（和文）：わが国のスポーツ振興政策において重要な役割を果たしているスポーツ団体について、その活動をどのように規律するべきか、諸外国（ドイツ・フランス）の例を参考にしながら検討した。その結果、行政法学における「公私協働論」は必ずしも十分に機能しえないこと、同理論に代わる新たな理論枠組を構築する必要があることをまず明らかにした。そのうえで、他の民間団体をめぐる民事法・社会法学上の議論をさらに参照しつつ、スポーツ団体におけるガバナンスのあり方や、スポーツ団体と国家の関係のあり方を考察した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究によって、近時社会的な問題となっていたスポーツ団体のガバナンス問題について、解決のための理論的な視座を提供することができた。また、本研究の考察を通じて、「従来の行政法理論では十分にカバーしきれなかった領域における国家と私的主体の協働のあり方」を論じるための理論枠組を構築することができた。かかる成果は、スポーツ団体に限らず、「公共性」の高い任務を担う民間団体のガバナンスをめぐる問題一般についても、広く応用することが可能である。

研究成果の概要（英文）：This study examines how the activities of sports organizations should be regulated, referring to examples from other countries (Germany and France). As a result, I first clarified that the "public-private collaboration theory" in administrative law does not necessarily work well, and that it is necessary to construct a new theoretical framework to replace this theory. Then, by referring to the discussions in civil law and socio-legal studies on other private organizations, I examined the state of governance in sports organizations and the relationship between sports organizations and the state.

研究分野：行政法

キーワード：行政法 スポーツ団体 スポーツ法 団体法

1. 研究開始当初の背景

スポーツを通じた心身の健康増進や文化・地域交流、国際協調等は、我々個々人の生活にとって重要な要素の一つであると同時に、国家にとっても重要な政策課題の一つである。もっとも、選手の育成や指導、大会運営、違反選手への処分といったスポーツのいわば根幹的業務を実際に担っているのは「スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体」（スポーツ基本法 2 条 2 項）たる民間のスポーツ団体（例：日本オリンピック委員会、日本サッカー協会等）である。国家は、少なくとも建前上は、こうした団体の自主性を尊重しつつ、税制優遇や助成金交付といった財政的支援を通じて、あくまで間接的な振興を行っているに過ぎない。

しかしながら、こうしたスポーツ団体については、指導者による暴行・ハラスメントや選手のドーピングといった問題への不十分な対応、あるいは助成金の私的流用をはじめとする団体内部の腐敗を原因として、組織の機能不全ないし不健全性が強く問題視されている。かかる事態に政府は、団体が適切な組織運営を行う上での原則・規範である「ガバナンスコード」を提示し、各団体に遵守状況の公表および自己説明を求めている。もっとも、組織構造や業務は団体ごとに千差万別であり、また財政基盤が脆弱で組織改革を行うための人的リソースが不足している団体も数多く存在する中、こうした間接的な対応にどれほど効果があるかは依然不透明である。

こうしたスポーツ団体のガバナンスをめぐる問題については、行政法学においても、また他の法分野においても、（検討の必要性こそ指摘されていたものの）十分な考察がなされていない状況にあった。そこで、上記問題へのアプローチとして、「スポーツ団体の活動の規律」に関する一般的な理論枠組の確立を試みたというのが、研究開始当初の背景である。

2. 研究の目的

本研究は、「スポーツ振興政策の中核的な役割を担う民間団体」であるスポーツ団体の活動をどのように規律すべきか、という問題の解明を目的とするものである。

研究にあたっては後述の通り、スポーツ団体とはどのような団体で、国家は当該団体にいかなる形で関与しているのかをまず明らかにする。続いて、諸外国（ドイツ、フランス等）の例も適宜参照しながら、スポーツ団体のガバナンスをめぐる問題が公法学上どのように把握され得るかを分析する。以上を踏まえ、研究の総括として、上記課題をいかに解決すべきかについて考察を行う。

3. 研究の方法

（1）本研究を遂行する上での工夫

以上の研究目的に基づき、一方では日本のスポーツ団体（あるいは民間団体一般）のガバナンスをめぐる議論の現状分析を、他方ではドイツやフランスにおけるスポーツ法の議論の検討を行った。さらに、ドイツにおける公私協働論の比較法研究も並行して行った。

研究に必要な資料については、研究代表者の所属する岡山大学の図書館や、電子データベースの利用、他大学図書館への訪問等を通じて、調査・収集を行った。

なお、本研究は研究論文や立法資料、制度の解説といった、公開された情報を素材とした理論研究を行うものであり、人権の保護等の観点から特別の配慮が必要となるような調査（個人情報等を伴うアンケート調査・インタビュー調査等）は実施していない。

（2）研究計画を遂行するための研究体制

本研究の遂行にあたっては、以下の通り、研究会等の場で研究成果の定期的なアウトプットを行うとともに、他の研究者との意見交換を積極的に行った。

村上裕章成城大学教授や原田大樹京都大学教授を中心とする公法系の研究会（先端公法研究会）にて研究報告を複数回行い、民間団体のガバナンス問題を行政法学の観点から検討する場合に問題となり得る点等について示唆を得た。その他、関西行政法研究会や神戸公法研究会等にも出席し、上記研究課題について意見交換を行った。

また、ドイツ憲法学を専門とする山田哲史京都大学教授や、フランス憲法を研究する堀口悟郎岡山大学教授からは、それぞれの国について比較法研究を行ううえでのアドバイスを得た。

さらに、2020 年 10 月と 2024 年 3 月に原田教授が主催した日独公法学セミナーでは、自身の研究関心について報告し、ドイツ・コンスタンツ大学の Hans Christian Röhl 教授や同・ハノーファー大学の Timo Rademacher 教授と議論した。

4. 研究成果

（1）2020 年度

一口に「スポーツ団体」といっても、そこには地域の運動クラブから、代表選手の選考や予算配分、大会運営等を独占的に担う各競技の中央競技団体、さらにそれらを統括する日本スポーツ協会……といった形で、様々なレベル・種類のものが存在する。また団体の法形式についても統一的な定めはなく、公益社団・財団法人、非営利法人、一般社団法人等多岐にわたる。さらに団体内部の仕組み（構成員や意思決定の方法等）も、団体ごとに大きく異なる。

そこで、1 年目にあたる 2020 年度は、本研究課題に取り組むための準備作業として、スポーツ団体の現状分析を行った。具体的には、上述したスポーツ団体の中でも特に「中央競技団体」

を主たる検討対象とし、①当該団体がどのようなルールの下で如何なる活動を行っているのか、②国家はスポーツ団体といかなる形で関与しているのか、③昨今問題となっている「スポーツ団体のガバナンス」をめぐる問題についてどのような対策が講じられているのか、といった事項を明らかにした。

このうち①については、「中央競技団体と他のスポーツ団体の関係」、「団体と選手の関係」という二つの観点から検討を進めた。その結果、前者については、グローバルレベルでの団体(例:IOC)を頂点としたスポーツ団体間の階層構造の具体的態様を明らかにした。後者については、中央競技団体と選手はあくまで「契約」を通して法的関係を結ぶ一方、例えば団体による選手選考や懲戒処分は(あくまで事実上であれ)一方的な性格を有していることを示した。

②については、日本におけるスポーツ団体の発展過程を振り返り、団体と国家のかかわり方の変遷を分析した。また、団体と国家の関係の現状分析として、スポーツ団体に対する公的助成制度の全体像を明らかにした。

さらに③については、2019年にスポーツ庁が策定した「スポーツ団体ガバナンスコード」の具体的内容を主たる検討対象とした。その際、各団体がガバナンスコードを遵守するための実効性確保策として、②で述べた公的助成の仕組みの活用が検討されていることに特に着目し、分析を進めた。

(2) 2021年度

スポーツ団体の規律のあり方を考えるうえでは、当該団体の処分をめぐる紛争がどのように解決されているか、という事後救済の問題を検討することが不可欠である。そこで、2年目にあたる2021年度は、スポーツ団体—選手間で発生した紛争が如何なる仕組みの下で処理されており、またそこではどのような理論枠組が確立しているかについて、検討を行った。

具体的にはまず、スポーツ仲裁裁判所(Court of Arbitration for Sport)や日本スポーツ仲裁裁判所(Japan Sports Arbitration Agency)の役割や他のスポーツ団体との関係、個別事例における仲裁の態様等を検討した。なお検討にあたっては、ドイツやフランスにおける議論も参考にした。

続いて、こうしたスポーツ団体による「処分」の事後的な審査の態様が、行政による処分の違法性を審査する場合のそれと如何なる点で共通し、また異なるかについて、検討を行った。スポーツ法の分野では以前より、スポーツ団体による「処分」の妥当性を審査するにあたっては、行政裁量の司法審査に関する議論が参考になることが指摘されてきた。しかしながら、既存の行政法理論を具体的にどのように活用すべきかについては、詳細な検討が必ずしも十分になされてこなかったように思われる。そこで、当該年度では、既存の行政裁量に関する判例を時系列に沿って再度分析し、ドイツをはじめとする外国法の知見も適宜参照しながら、この点についての検討を行った。

なお、特に後者の検討については、その派生的な研究成果として、行政法学における専門技術的裁量に関する論文を執筆し、公表した。

(3) 2022年度

3年目にあたる2022年度は、スポーツ団体のガバナンスをめぐる問題を公法学の観点から把握し検討する試みとして、「正統性」をめぐる議論を検討した。具体的には、①ある団体がその構成員に対して権力的な活動を行う権限を有する場合と、②ある団体が構成員でない者(第三者)に対してこうした活動を行う権限を有する場合のそれぞれについて、かかる権限の行使が如何なる根拠をもって正統化されるのかをまず検討したうえで、スポーツ団体の規律のあり方について次のような検討を行った。

第一に、スポーツ団体以外の様々な団体を対象として、関連する議論を踏まえつつ、上記の問題について分析した。①の論点については、例えば土地区画整理組合や資格士業団体のような強制加入団体と、一般社団法人や各種の協同組合といった任意加入団体のそれぞれについて、加入制度と内部の意思決定手続の態様を分析し、比較を行った。また②の論点については、労働組合における一般的拘束力の制度(組合が使用者と締結した労働協約が、一定要件の下で非組合員にも適用される仕組み)を対象とした。また、分析にあたっては、諸外国の議論(例えばドイツの労働組合における労働協約の拡張適用制度等)についても適宜着目した。

第二に、上記問題に関連する法的論点として、公私協働論の検討を行った。国家任務を委譲された民間主体の活動をいかに公法的規制に服せしめるか、というわが国の公私協働論は、ドイツ公法学上の議論を参考に展開されてきたものである。そこで本研究では、「国家とスポーツ団体の協働のあり方」という従来の議論の射程外である問題が、ドイツ公法学においてどのように論じられているのかを検討した。

(4) 2023年度

最終年度にあたる2024年度は、これまでの研究の総括として、スポーツ団体の活動をどのよ

うな観点から、如何なる態様で規律すべきかについて検討を行った。

第一に、「公共性」の高い任務を担う民間団体を対象として、当該団体の活動がそもそも如何なる観点から規律されるべきかについて、判例や行政法学上の議論を手がかりとしながら、検討を行った。その結果、民主政原理以外にも、例えば基本権や、各法分野で独自に形成されてきた制度設計上の準則等、様々な要素が団体の規律のあり方を論じるための視座となりうることを明らかにした。そのうえで、特にスポーツ団体については、国内・海外のスポーツ仲裁等で形成されてきた法理論をいま一度整理し体系化する必要があることを指摘した。

第二に、2022年度の研究成果を基に、団体がその構成員に対して処分等を行う場合と、構成員以外の者に対して何らかの決定を行う場合のそれぞれについて、当該活動の規律のあり方を改めて検討した。その際、諸外国における議論（例えばドイツの「自律的正統化」をめぐる議論）も適宜参照した。加えて、こうしたスポーツ団体の制度設計を国家がどこまで法律によって行うべきか（逆に言えば、どこからをスポーツ団体の内部規律に委ねることが許されるか）、という点についても、検討を試みた。

さらに第三に、2021年度の研究成果を基に、スポーツ団体の規律がスポーツ団体一選手間で生じた紛争の解決にどの程度寄与し得るかについても考察を行った。

なお、特に二点目の検討については、その派生的な研究成果として、地域再生法における地域再生エリアマネジメント負担金制度の法的統制に関する論文を執筆し、公表した。

（5）総括

以上の通り、研究期間全体を通じて、スポーツ団体の規律のあり方について検討を進め、その成果を（派生的なものも含め）公表することができた。なお、研究期間内に公表できなかった成果についても、論文として公表する準備を進めている。

なお研究期間中、新型コロナウイルス感染症のまん延に伴い、海外での資料収集や研究報告等を実施することができなかった。こうした事情もあって、比較法研究（特にフランス法の検討）がやや手薄となってしまった感は否めない。しかしながらその代替策として、他の民間団体との比較等を進めた結果、団体のガバナンスについてより緻密な分析ができたように思われる。

スポーツ振興政策の中核を担うスポーツ団体の規律のあり方の解明は、スポーツに関するルール（例：ドーピングの禁止薬物指定）は誰がどのように制定すべきか、あるいはスポーツに関する紛争はいかなる手続により解決されるべきかといった、スポーツをめぐる諸問題全般とも密接に連動する。その点で本研究は、今後スポーツに関する法全般を総合的に研究する際の理論的基盤を形成するものと考えられる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計4件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 田代滉貴	4. 巻 95(11)
2. 論文標題 行政法学における「当事者自治」 地域再生エリアマネジメント負担金制度を素材として（上）	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 125-130
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 行政法学における「当事者自治」 地域再生エリアマネジメント負担金制度を素材として（下）	4. 巻 95(12)
2. 論文標題 田代滉貴	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 89-94
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田代滉貴	4. 巻 93巻12号
2. 論文標題 判例における「専門技術的裁量」の意味	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 法律時報	6. 最初と最後の頁 57-62
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 田代滉貴	4. 巻 87(3)
2. 論文標題 行政法学から見たスポーツ団体の規律のあり方：中央競技団体を例として	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 277-307
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計0件

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------